

住宅地周辺での農薬散布は適切に

農薬は、適正に使われない場合、人畜及び周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。特に、学校、保育園、公園などの公共施設や住宅地に近い農地・街路樹など、多くの人に健康被害を与える可能性のある場所で農薬を使用する場合には、農薬の飛散が原因となって近隣住民の方や子どもなどに健康被害が生じないように、次の事項を守りましょう。

まずは、草刈りや人手による虫の駆除など、農薬を使用しない方法を選んでください。やむを得ず農薬を使用する場合は、フェロモン剤による誘引や農薬の塗布など散布以外の方法を活用してください。

やむを得ずに農薬を散布する場合は、次の点についてご理解とご協力をお願いします。

- (1) 農薬ラベルに記載されている使用方法及び使用上の注意事項を必ず守る。
- (2) 農薬の散布を行う日時・目的・農薬名を記載した看板の設置や連絡などにより、周辺住民への事前の周知に努める。(近隣に学校・通学路などがある場合は、子どもの通学時間帯を避けて行う。)
- (3) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、噴霧器のノズルの向きなどに注意し、農薬の飛散防止に配慮する。
- (4) 近隣に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、早めに連絡するなど十分配慮する。
- (5) 農薬を使用した日時、場所、対象農作物、使用した農薬の種類又は名称、使用量、希釈倍数を記録し、保存する。